



平成 29 年 11 月 21 日
自動車局技術政策課

我が国が主導してきた国際的な車両認証制度（IWVTA）が新たに成立しました ～安心・安全な車の国際的な普及を目指して～

11 月 13 日から 17 日に開催された国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 173 回会合において、日本が主導して実現を目指してきた国際的な車両認証制度（IWVTA）が新たに成立しました。

国際的な車両認証制度（International Whole Vehicle Type Approval、IWVTA）は、自動車に係る認証の相互承認を「装置単位」から「車両単位」へ発展する制度であり、我が国の提案によって始まり、その後も議長として議論を主導してきたものです。

今般、WP29 の会合において、IWVTA に関する手続き等を定めた国際規則（国連規則第 0 号、UNR0）が成立し、2018 年 6 月頃に発効する見込みです。これにより UNR0 を適用する締約国間において車両単位での認可証の発行・受入れが可能となり、各国の認証手続きが効率化されることから、安全・環境に係る高度な国際基準に適合する自動車の国際的な普及や我が国自動車メーカーの輸出競争力の強化等が図られることが期待されます。

UNR0 が発効した後は、我が国と欧州各国との間で車両単位の認可証の相互受入れが可能となる見込みですが、国土交通省としては、引き続き、我が国制度・技術の国際標準化、相手国でのデファクト・スタンダード獲得等の推進のため、アジア諸国等に対して UNR0 の適用を促していくこととしております。

- （別紙 1）国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の概要
- （別紙 2）国際的な車両認証制度（IWVTA）の概要

【お問い合わせ先】

自動車局 技術政策課 佐橋、松坂
代表：03-5253-8111（内線 42254）
直通：03-5253-8591
FAX：03-5253-1639